

**浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について**

2013年2月12日

当社は、本日、原子炉等規制法第37条第1項の規定に基づき、保安規定<sup>※1</sup>の変更認可申請を原子力規制委員会におこないましたのでお知らせします。

今後、国による審査を受けてまいります。

**<主な内容>****1. 浜岡1号機の燃料搬出完了に伴う変更**

2013年1月23日に、浜岡1号機で保管していた全ての燃料の搬出が完了しました。

燃料の搬出完了に伴い、原子炉施設の保安のために必要な措置に関する法令上の要求事項が適用除外または変更となることなどから、浜岡1号機の保安措置を規定している条文を変更します。

- ・燃料の搬出完了に伴い、放射線測定に関する法令上の要求事項が変更となることから、浜岡1号機の使用済燃料貯蔵施設については、放射線測定の対象外とするよう条文を変更
- ・今後、浜岡1号機へ新たに燃料を持ち込まないことから、浜岡1号機における新燃料および使用済燃料の運搬・貯蔵に関する条文を削除 など

**2. 原子力規制委員会設置法の施行に伴う変更**

原子力規制委員会設置法の施行に伴い、保安規定に記載する主務大臣および法令名称等が変更になったことから、関連する条文を変更します。

※1 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以上